令和5年1月11日

地域代表者　殿

日本産婦人科医会
会長　石渡　勇
沖縄県産婦人科医会
会長　佐久本　哲郎
日本産婦人科医会
副会長　平原　史樹
常務理事　宮﨑　亮一郎
石谷　健
高瀬　幸子
種部　恭子

ご報告

令和4年9月 18 日地域代表者会議で情報提供とご協力をお願いしておりました、人工妊娠中絶手術に対する福岡高裁那覇支部での損害賠償請求事件につきまして、既に先生方におかれましてはご存知のことと存じますが、令和4年 12 月5日に控訴棄却の判決が下されました。控訴審判決の要点は下記の通りです。

なお、控訴人側から、令和4年 12 月 19 日に上告および上告受理申立がなされました。最高裁判所が受理するかどうかは現時点で不明ですが、医会と致しましては、今後の経過を注視して参りたいと存じます。

本件につきまして、大変ご心配をお掛けし、また温かいお言葉を頂きましたことに厚く御礼申し上げますとともに、引き続きのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

母体保護法の配偶者同意をめぐる損害賠償請求控訴事件

判決（令和 4 年 12 月 5 日　福岡高等裁判所那覇支部）

判決　本件控訴を棄却する

【争点・控訴人の主張】

争点１（不法行為の成否）

・配偶者である控訴人の同意を得ずにその妻に対する人工妊娠中絶を行ったことは、母体保護法 14 条に違反し、控訴人が意思表明をする機会を奪う違法なものであり、不法行為が成立する。

・「離婚協議中であり同意書にサインを得られない」「離婚した」とわずか 2 日間で変遷したことについて、被告には真偽確認の義務があり、不法行為が成立する。

争点２（損害および損害額）

・わが子を亡くした悲しみで PTSD を発症した。精神的苦痛に対して慰謝料 200 万円が相当。

控訴人の主張１ 以下①～④を指摘し過失は明らかとする。

① 日医令和元年度家族計画・母体保護法指導者講習会で、人工妊娠中絶に当たって DV の証明は文書での提出が必要であるとされた。

② 日本産婦人科医会が編集・監修に関与した産婦人科診療ガイドライン婦人科外来編には DV を疑った時の対応として聞き取り内容や臨床症状・所見をできるだけ詳しく診療録に記載し、関係官署に情報を提供すべきとされている。

③ ガイドライン産科編には人工妊娠中絶時の留意事項として本人の同意取得が最重要と位置付けられている。

④ 日本産婦人科医会が各都道府県産婦人科医会宛てに発出した文書には、婚姻関係の実質破綻の判断に関し、「親等の親族又は本人と関係性を知る第三者にその確認を行うことが望ましい」と記載されている。

控訴人の主張２ 妊婦と夫と医師の 3 者間で締結していない診療契約は民法 90 条公序良俗に反する無効なものである。

控訴人の主張３ DV は実際に存在しない。控訴人の自己決定権や幸福追求権を奪う。

【高裁の判断】

争点 1 についての判断

・14 条 2 項のうち「その意思を表示することができないとき」とは、意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上その意思を表示することができない場合を含み、また、妊婦が夫の DV 被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合も、同条 2 項の規定する本人の同意だけで足りる場合に該当するものと解される。

・被控訴人は、既婚である旨の記載がある問診票の提出を受け、婚外子であること、配偶者とは離婚調停中で人工妊娠中絶同意書にサインを得られないことなどの具体的な事情や家族構成等も含めた具体的な説明を受けた事が認められるが、離婚の

成否については妊婦からの申告が変遷しており、整合性がない点については再度の質問を行うなどの確認をしなかったことは不適切であったと言わざるを得ない。
・しかし、仮に被控訴人が上記の確認を行い、未だ離婚していない旨の疑いをもったとしても、婚姻関係が破綻状態にあり、その原因の一つとしてDVのような行為があるという点については、人工妊娠中絶の対象が婚外子であることや、現在のパートナーの所在や関係性の具体的な説明がされ、また生活費を入れてくれない控訴人とは喧嘩ばかりしているとの説明がされており、これらの説明内容ついては大筋において当初から変遷がない。
・指定医師には 14 条の要件充足性を判断するに当たり特段の調査権限が付与されておらず、妊婦から申告があった場合における事実関係の確認の方法には限界がある。
・妊婦による婚姻関係の状況等に関する説明内容を信用し、破綻状態の原因の一つとして DV の有無及び内容等の具体的な態様につき更なる聞き取りや関係官署等への確認等をしないまま14条2項に該当すると判断することは、不合理とまでは言えない。
・指定医師としての注意義務を怠った過失があるとまで断ずることはできず、不法行為を構成するものとは認められない。

控訴人の主張1に対する判断
①の記載は講習会に参加した沖縄県医師会理事が日本産婦人科医会顧問弁護士の発表後の討論内容をごく短く要約して紹介したものであり、その趣旨が必ずしも明らかでなく、日本産婦人科医会の意見書に照らせば同医会の公式見解であるとまでは認め難い。
②は外傷等により DV 防止法の適用対象となる暴力等が疑われる場合の対応の記載であり、本件とは場面を異にする。
③④は配偶者同意の一般的な記述であり、具体的な調査確認等の必要性の程度は事案ごとに区々であると言わざるを得ないから、過失を直ちに裏付けるものとは言えない。

控訴人の主張2に対する判断
母体保護法 14 条は私法上の契約関係の規律ではないので不採用。

控訴人の主張3に対する判断
被控訴人の過失はなく、その主張は結論を左右するものとは言えないので不採用。

以上